

グリーン購入法に係る特定調達品目及びその判断の基準等の見直し パブリックコメントへ意見を出そう！

【紙類に関する基準見直し部分】（詳細は環境省ホームページ「パブリックコメント」へ）

コピー用紙に関しては、現行の「古紙パルプ配合率 100%かつ白色度 70%程度以下であること。」から、「ただし、配合されている古紙パルプのうち 30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は環境に配慮された原料を使用したバージンパルプに置き換えてもよい。」と変更になります。

インクジェットカラープリンター用塗工紙、印刷用紙に関しては、現行の「古紙パルプ配合率 70%以上であること。」から、「ただし、配合されている古紙パルプのうち全体の 30%を上限として、間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプ、又は環境に配慮された原料を使用したバージンパルプに置き換えてもよい。」と変更になります。

**グリーン購入法の基準は、製紙メーカーの企業戦略の都合で改正されるべきものではありません。
古紙の配合率、一律 30%削減となる改正案へ意見を出そう！！**

下記は、古紙ネットの正式見解ではありませんが意見の例を取り上げてみました。裏面の意見提出用紙に必要事項（住所・名前・意見等）を書き込んで、環境省に提出しましょう。（12/21 必着）

***** 改正案への＜意見内容＞の例として *****

コピー用紙は古紙 100%のままがよい。 印刷用紙は古紙 70%以上を維持する。

<理由>

製紙業界の目標である古紙利用率 62%でさえまだ達成されていない時期に古紙配合率を下げることは時期尚早。古紙を輸出し続けることが前提の改正のようだが、中国で増大している古紙の消費がいつまで続くか不明。輸出入に頼らず国内での「地産地消」をめざすべき。

現在日本では古紙不足感があるが、古紙の配合率を低下させ需要を減らすことに解決策を見いだすのではなく、事業所や家庭からの古紙回収を強化する方向で検討すべき。

バージンパルプより古紙パルプの方が化石燃料由来の CO2 排出量が多いというデータはあるが、白色度 80%の高級紙（A2 コート紙）製造の際のデータである。製紙会社が白色度 70%のデータを提出できない以上、安易に白色度 70%のコピー用紙や印刷用紙の古紙配合率を下げるべきではない。

オーストラリアやインドネシアでは紙生産のための天然林や原生林が「合法」に伐採され問題になっている。例えばオーストラリアの認証林である AFS も「環境に配慮された原料」ということで使われる可能性があるが、基準をここまで下げる根拠が不明。

意見の提出方法

- (1) 電子メール: 下記[意見提出用紙]の様式に従い、必ず本文にテキスト形式で記載して下さい
- (2) ファクシミリ: 下記[意見提出用紙]の様式に従って、A4サイズ of 用紙に記載の上、提出して下さい。
- (3) 郵送: 下記[意見提出用紙]の様式に従って、A4サイズ of 用紙に記載の上、提出して下さい。

意見提出先 環境省総合環境政策局環境経済課 大石、吉田 宛

電子メールの場合 gpl@env.go.jp

ファクシミリの場合 03-3580-9568

郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

【意見提出用紙】の様式

宛先: 環境省総合環境政策局環境経済課 大石、吉田

氏名(及び会社名/部署名)、住所、電話番号、FAX番号 明記のこと

御意見は<該当箇所>(案中のページも明記して下さい。) <意見内容>

意見募集締め切りは平成19年12月21日(金) 13:00 必着(郵送の場合を含む)

意見提出用紙

環境省総合環境政策局環境経済課 大石様 吉田様

電子メールの場合 gpl@env.go.jp ファクシミリの場合 03-3580-9568
郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 環境省総合環境政策局環境経済課

氏名(及び会社名/部署名):

住所:〒

電話番号:

FAX 番号:

「グリーン購入法に係る特定調達品目及びその判断の基準等の見直し」に関する意見

< 該当箇所 >

2. 紙 類 (1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】 コピー用紙 < P3-4 >

< 意見内容 >

ただし書きで再生紙をバージンパルプに置き換えることに反対。
現行の「古紙パルプ配合率 100%かつ白色度 70%程度以下であること。」を存続させること。

理由

< 該当箇所 >

2. 紙 類 (1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】 インクジェットカラープリンター用塗工紙 < P3-4 >

【印刷用紙】 印刷用紙(カラー用紙を除く) < P5-6 >

印刷用紙(カラー用紙) < P5-6 >

< 意見内容 >

ただし書きで再生紙をバージンパルプに置き換えることに反対。
現行規定の古紙 70%以上を存続させる。残りの 30%バージンパルプ部分で、配慮事項として合法性
や持続可能性を求めていくべき。

理由